

事 務 連 絡
令和8年7月22日

坂井市認定地域クラブ
代表者・指導者 様

坂井市教育委員会
生涯学習スポーツ課

熱中症事故の防止について

このことについて、これまで、熱中症警戒アラートの情報等をもとに、熱中症予防について各地域クラブで対応していただいておりますが、下記にご留意いただき、あらためて、熱中症事故防止の徹底を図るよう指導者全員に周知をお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

- (1) 熱中症警戒アラートや暑さ指数（以下、WBGTという）等を活用し、生徒の命や健康を守る。
- (2) 家庭・地域・学校が協力して児童生徒の熱中症を守る具体的な対策を講じる。
 - ※熱中症警戒アラート…WBGT 33以上と予測した場合発令
 - ※熱中症特別警戒アラート…翌日のWBGTがすべての観測地点で35以上になると予測される都道府県に発令
 - 予測される日の前日に、地域クラブにおかれましては、情報を収集していただきますよう
よろしく願います。（参考：環境省 LINE から福井県各地の暑さ指数が周知されます）

2. 具体的な対策

- (1) 熱中症特別警戒アラート発令時の対応（暑さ指数 35 以上）
 - ① 屋内外問わず、運動は中止
- (2) 持ち物
 - ① 日傘、帽子、冷感タオル等の使用を奨励する。
 - ② 水分・塩分等の補給として、スポーツドリンク等の持参を奨励する。
- (3) 会場への移動時
 - ① 移動の途中で、状況によっては日陰で休憩するよう指導する。
 - ② 状況によっては、活動時間を変更する。（早朝、夕方など）
 - ③ 解散前に体調チェックを行い、悪い場合は無理に帰宅させず、保護者にお迎えをお願いする。
- (4) 各種活動
 - ① WBGTのみを判断基準とせず、気温や湿度、生徒の体調に応じた活動を行う。
 - ② 空調設備を活用し、適切な温度管理を行う。適宜、換気を行い水分補給させる。
 - ③ 熱中症警戒アラートの発表を判断基準としつつ、活動場所のWBGTを測定し、活動内容を工夫する。大会等については主催者の判断に従う。

WBGTが31を超えるとき…運動や空調設備のない場所での活動は中止 WBGTが28を超えるとき…激しい運動は控える
--